

令和4年度みやぎ県民大学「学校等開放講座」実施要項

(目的)

第1 県民に多様な学習機会を提供するため、県内の高等学校、支援学校、大学及び社会教育施設等の持つ人的・物的教育機能を広く地域社会に開放し、広域的に多様な講座を展開する。

(講座及び実施機関)

第2 この事業における講座は、次のとおりとし、実施機関については、みやぎ県民大学「学校等開放講座」運営要領（以下「運営要領」という。）で定める。

- (1) 高等学校等開放講座
- (2) 大学開放講座
- (3) 社会教育施設等開放講座

2 県は、実施機関が県の機関以外の場合は、当該機関に事業を委託するものとする。

3 宮城県教育庁副教育長（以下「副教育長」という。）は、実施機関が県教育委員会の所管に属する教育機関である場合は、当該教育機関に対し事業に係る経費の予算を令達するものとし、実施機関が知事部局の所管に属する機関である場合は、当該知事部局機関を所管する部局の長に対し、経費に係る予算の執行を委任するものとする。

(講座の内容及び運営等)

第3 講座の内容及び運営等については、運営要領で定める。

(修了証の授与)

第4 各実施機関の長は、各講座における総時間数の4分の3以上出席した受講者に対して修了証を授与するものとする。ただし、オンライン講座等、修了証を授与し難い場合は、この限りではない。

(関係書類の提出)

第5 各実施機関の長は、事業を実施しようとするときは実施（変更）計画書を、事業を完了したときは実施報告書等を別に定める期日までに副教育長に提出するものとする。

(その他)

第6 「学校等開放講座」の実施に関し必要な事項は、「みやぎ県民大学推進事業実施要綱」及びこの要綱の定めによるほか、副教育長が別に定める。